

平成27年3月27日

国土交通省

国土交通省直轄工事においては、次のとおり更なる社会保険等未加入対策を実施することとしましたので、お知らせします。

- ・ 本年4月1日以降に契約を締結する全ての工事において、施工体制台帳を通じて、社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報します。
- ・ 現在、下請契約の請負代金の総額が3,000万円（建築一式工事については4,500万円）以上の工事については、既に、元請業者の社会保険等未加入業者との一次下請契約の締結を禁止しているところですが、本年8月1日以降に入札公告を行う工事で、下請契約の請負代金の総額が3,000万円（建築一式工事については4,500万円）未満のものについて、本措置の拡大を試行します。

建設業者の社会保険等（※）未加入対策については、建設業所管部局のみならず、発注者としても、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、平成26年8月1日から実施してきたところです。（参考資料参照）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正法が本年4月1日から施行され、下請契約を締結する全ての公共工事において元請業者の施工体制台帳の作成と発注者への提出が義務付けられることに伴い、上記のとおり更なる対策を実施するものです。詳細については、別紙をご覧ください。

（※）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

<問い合わせ先>（代表03-5253-8111）

【国土交通省直轄工事関係】

大臣官房地方課 公共工事契約指導室

課長補佐 溝口（内線21-954）直通：03-5253-8919

FAX：03-5253-1533

大臣官房技術調査課

工事監視官 白土（内線22-306）直通：03-5253-8221

FAX：03-5253-1536

【建設業者に対する監督関係】

土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室

課長補佐 高芝（内線24-715）直通：03-5253-8362

FAX：03-5253-1553

参考資料：現在実施している未加入対策

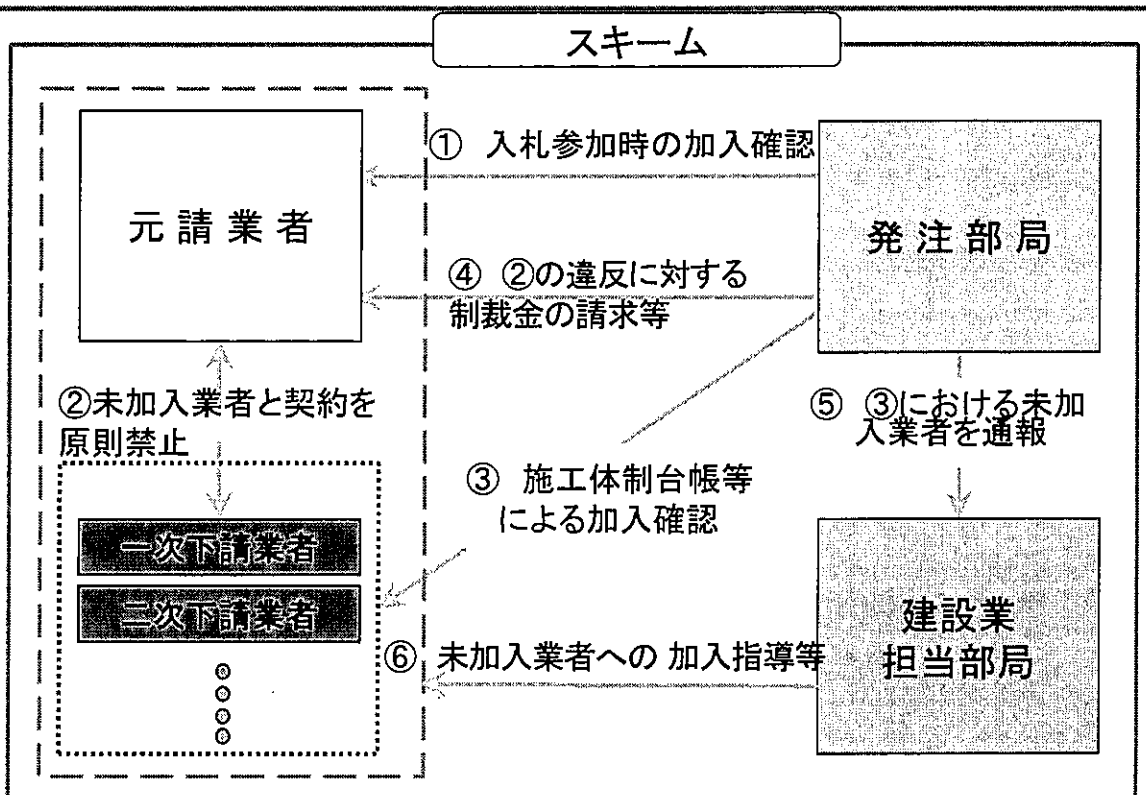
平成26年8月1日以降に入札公告を行う国土交通省直轄工事においては、

- ・社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に未加入の者については、競争参加資格を認めない。
- ・施工体制台帳の作成・提出が義務付けられている下請代金の総額が3,000万円以上の工事の一次下請業者（※）建築一式工事の場合は4,500万円 については、社会保険等加入業者に限定する。

などの措置を講じているところ。

スキーム

- ①入札参加時に元請業者の保険加入状況を確認。
(未加入の元請業者は工事から排除)
- ②未加入の一次下請業者との契約を原則禁止。
- ③施工体制台帳等で全ての下請業者の保険加入状況を確認。
- ④未加入の一次下請業者と契約したことが判明した場合の措置を実施。(元請業者への制裁金の請求等)
- ⑤全ての未加入業者を発注部局から建設業担当部局に通報。
- ⑥建設業担当部局において未加入業者(二次下請以下も含む。)への加入指導等を引き続き実施。



直轄工事における更なる社会保険等未加入対策

【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正】

平成27年4月1日以降に契約を締結する公共工事のうち、下請契約を締結する全ての工事において元請業者による施工体制台帳の作成と発注者への提出が義務化（改正法第15条関係）

・ 法施行を踏まえ、以下の2つの対策を実施

①建設業担当部局への通報の対象範囲の拡大

現行の対策

下請金額の総額が3,000万円以上の工事(※)において、施工体制台帳を通じて、社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報

今後の対策

下請金額の総額にかかわらず、本年4月1日以降に契約を締結する全ての工事において、施工体制台帳を通じて、元請・下請を問わず社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報

②元請業者と社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止措置の対象範囲の拡大(試行)

現行の対策

下請金額の総額が3,000万円以上の工事(※)において、元請業者の社会保険等未加入業者との一次下請契約の締結を禁止

今後の対策

本年8月1日以降に入札公告を行う工事で、下請金額の総額が3,000万円未満のもの(※)も、左記の措置の拡大を試行

※建築一式工事については、総額4,500万円